

■ 下半期の新たな取り組みについて

地域の危険状況に合わせた避難判断水位の設定

■ 検討目的

地域の危険状況など、それぞれの地域における実状を踏まえて、市町における避難勧告等の発令判断および地元住民の日頃からの水害への備えに役立つことを目的とした「地域の危険状況に合わせた避難判断水位」を設定する。

■ 現状と課題

現状

洪水予報は一連区間のネック箇所(流下能力最小箇所等)を対象に川全体として発表されているが、ネック箇所以外においては大きく安全側の設定となり、現場の実情と大きく乖離している。

課題

市町が避難勧告等の発令を判断するにあたり、情報量が不足している(発令タイミング、発令対象エリア)。

■ 検討項目

- ① 想定破堤地点の設定
- ② 水位関係表の作成
- ③ 簡易量水標の設置
- ④ 周知用看板の設置
- ⑤ 地点別避難勧告対象エリアの検討
- ⑥ 地点別避難判断水位の設定

■ 検討内容

日野川、愛知川を対象に検討を行う。

① 想定破堤地点の設定

- ・ 流下能力の不足箇所からの設定
- ・ 市町・自治会・住民が洪水時に確認している危険箇所をヒアリングから設定
- ・ 机上における設定の後、現地確認して最終設定

② 水位関係表の作成

- ・ ①の設定地点と水位観測所の関連付け(近接地点、洪水予報受け持ち区間等)
- ・ 水理解析結果による水位関係表の作成

③ 簡易量水標の設置

- ・ ①の設定地点において、目に見える量水標の設置

④ 周知用看板の設置

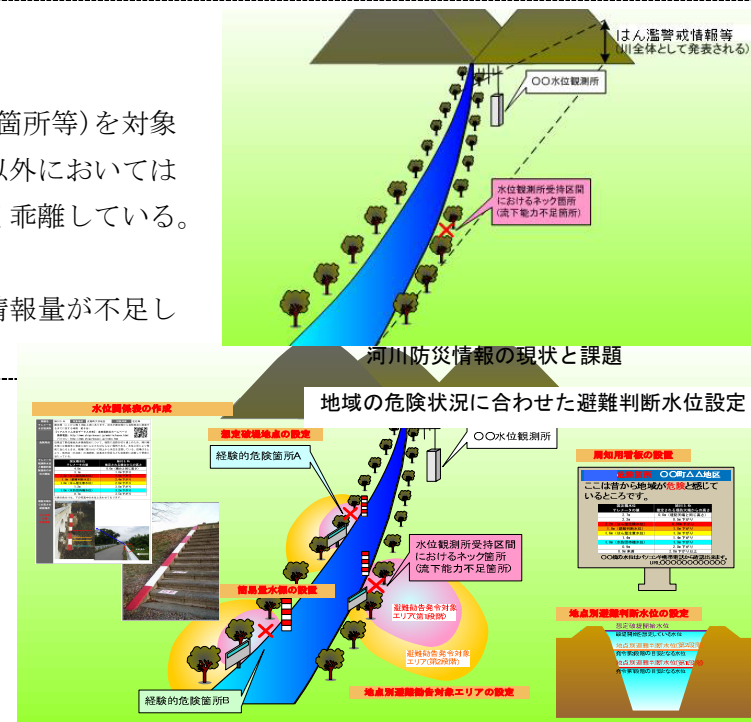
- ・ ①の設定地点が地域において危険な箇所もしくは避難判断となる箇所の周知
- ・ ②の水位関係表の表示

⑤ 地点別避難勧告対象エリアの検討

- ・ はん濫シミュレーションによる想定破堤地点からの浸水の広がり状況の確認
- ・ どのエリアに、どのような浸水深・流速・流体力が生じているかの分析
- ・ 避難勧告発令時の対象エリアの検討

⑥ 地点別避難判断水位の設定

⑤を踏まえて、想定破堤地点における避難判断の基準となる水位の設定



水害に強い地域づくり計画の検討

■ 検討目的

どのような洪水に対しても人命を守り、被害を出来るだけ少なくしていくために、計画を超える洪水や川の中の整備が進んでも残る水害リスクに対して、川の外の流域で取り組む具体的な減災対策を評価・とりまとめ、「水害に強い地域づくり」に必要な対策を検討します。

■ 検討項目

- ① モデル地区の選定
- ② WG の設置
- ③ モデル地区における現況と課題
- ④ 考えられる減災対策案の検討・評価
- ⑤ 水害に強い地域づくり計画の検討

■ 検討内容

① モデル地区の選定

- ・ 過年度に実施したはん濫シミュレーション結果から次の2つの指標から人命被害の発生が予想される地域を選定する。

- 浸水深が3mを超える地域(1階が水没)
 - はん濫流の力が大きい地域(家屋が倒壊)
- 水茎地区
日野川中流地区
能登川地区

平成21年度は、日野川中流地区をモデル地区として選定する。

② WG の設置

- ・ 住民代表を含めたWGを設置する。

③ モデル地区における現況と課題

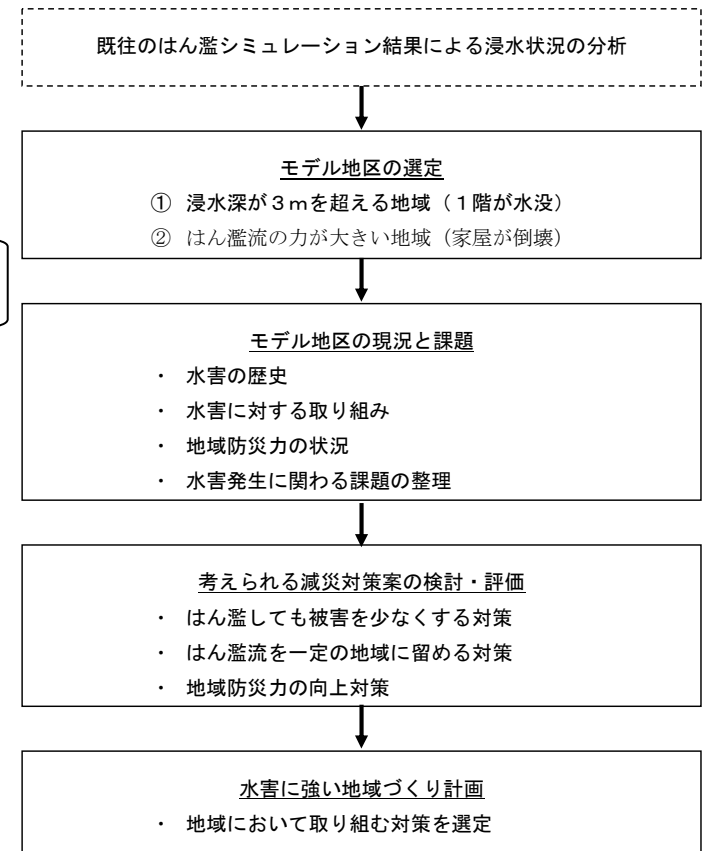
- ・ モデル地区の水害に関する歴史、水害に対する取り組みや地域防災力の整理
- ・ はん濫シミュレーション結果を用いて浸水時の状況整理と水害発生に関わる課題の整理

④ 考えられる減災対策案の検討・評価

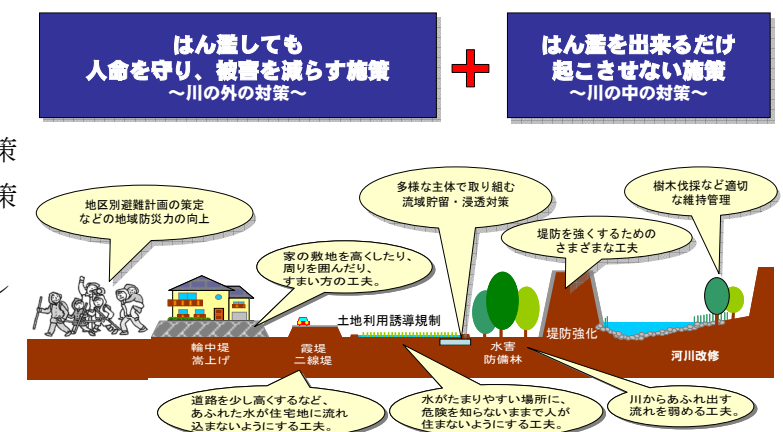
- ・ 想定される減災対策の設定
 - ・ はん濫しても被害を少なくする対策
 - ・ はん濫流を一定の地域に留める対策
 - ・ 地域防災力の向上対策
- ・ 減災対策の効果についてはん濫シミュレーションによる評価

⑤ 水害に強い地域づくり計画の検討

- ・ モデル地区に適した対策の選定
- ・ 「水害に強い地域づくり計画」の策定



検討フロー



流域治水のイメージ

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約改正（案）

（名称）

第1条 本会は、「東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、東近江地域振興局管内の2市3町が、国・県とともに設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得ながら、琵琶湖及び琵琶湖流入河川(普通河川を含む)の洪水により、将来にわたって人命被害を含む壊滅的な被害が生じる恐れのある地域を対象に、「自分で守る」・「みんなで守る」・「地域で守る」の視点に立った水害・土砂災害対策を検討する。

（協議会）

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定めるものとする。ただし、会長は行政委員から選出する。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、協議会の下部組織として、~~行政機関による~~担当者会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

（事務局）

第4条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部流域治水政策室に置き、事務局員は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課、滋賀県土木交通部流域治水政策室および会長の属する機関とする。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月 5日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年11月26日から施行する。